

チェックリスト

公益認定法で示された公益認定の主な基準 18項目

- 1. 公益目的事業が主たる目的である
- 2. 公益目的事業を行うための経理的基礎や技術的能力がある
- 3. 社員、評議員、理事、監事、使用人などに特別な利益を与えない
- 4. 会社経営者、特定の個人、特定の団体などに寄附や特別の利益を与えない
- 5. 投機的な取引、高利の融資、公の秩序や善良の風俗を害する事業を行わない
- 6. 公益目的事業の収入がその実施に要する適正な費用を超えない
- 7. 収益事業等を行う場合、公益目的事業の実施に支障をきたさない
- 8. 公益目的事業比率が50%以上である
- 9. 遊休財産額が1年間の公益目的事業の実施費用に準ずる額を超えない
- 10. 理事(監事)の親族等の合計数が理事(監事)総数の3分の1を超えない
- 11. 他の同一団体の理事(監事)、使用人等の合計数が理事(監事)総数の3分の1を超えない
- 12. 基準を上回る大規模法人の場合は、原則として会計監査人を置いている
- 13. 役員・評議員に対する報酬等が民間事業者に比べて不当に高い基準ではない
- 14. イ 一般社団法人が社員資格の得喪に不当に差別的な条件をつけていない
 - ロ 一般社団法人が社員総会で行使できる議決権の数や条件などに関する定款の定めがある場合、次のいずれにも該当すること
 - (1) 社員の議決権に関して、不当に差別的な取扱いをしない
 - (2) 社員の議決権に関して、会費などに応じて票に差をつけない
 - ハ 一般社団法人で理事会を置いている
- 15. 原則として他の団体の意思決定に関与できる株式や内閣府令で定める財産を保有しない
- 16. 公益目的事業を行うための不可欠な特定財産がある場合、その旨や維持及び処分の制限について定款で定めている
- 17. 公益認定の取消し処分や合併により法人が消滅した場合、公益目的取得財産残額を、その公益認定取消し日又は合併日から1ヶ月以内に類似事業目的の公益法人等に贈与することを定款に定めている
- 18. 清算をする場合、残余財産を類似事業目的の公益法人等に帰属させることを定款に定めている

「公益社団法人」「公益財団法人」に認定されるための

23の公益目的事業

1. 学術、科学技術の振興
2. 文化、芸術の振興
3. 障害者、生活困窮者、事故・災害・犯罪の被害者の支援
4. 高齢者福祉の増進
5. 勤労意欲のある者への就労支援
6. 公衆衛生の向上
7. 児童、青少年の健全育成
8. 勤労者への福祉向上
9. 教育、スポーツを通じて国民の心身の健全な発達に寄与又は豊かな人間性を涵養
10. 犯罪防止、治安維持
11. 事故、災害の防止
12. 人種、性別などによる不当差別や偏見の防止、根絶
13. 思想、良心、信教、表現の自由の尊重、擁護
14. 男女共同参画社会の形成、その他より良い社会の形成推進
15. 国際相互理解の促進、開発途上地域への経済協力
16. 地球環境保全、自然環境保護・整備
17. 国土の利用、整備、保全
18. 国政の健全な運営確保
19. 地域社会の健全な発展
20. 公正、自由な経済活動の機会確保、促進、活性化による国民生活の安定向上
21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保
22. 一般消費者の利益の擁護、増進
23. その他、公益に関する事業として政令で定めるもの